

[トピックス](#) [分野別情報](#) [新着情報](#) [委員会からのお知らせ](#) [リスク評価](#) [意見募集等](#) [意見交換等](#) [用語集](#) [法令等](#) [リンク集](#)

[トップページ](#) > [委員会からのお知らせ](#) > [開催実績](#) > 第226回食品安全委員会議事概要

委員会からのお知らせ

第226回 食品安全委員会議事概要

■第226回食品安全委員会■

【肥料・飼料】【添加物】【農薬】【動薬】【企画】【化学・汚染】【リスコミ】

日時:平成20年2月14日(木) 14:00~15:50

場所:食品安全委員会 大会議室

傍聴者数:32名

議事概要:

(1) 食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて(照会)

○飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の規定による飼料添加物のうち、我が国で飼料添加物として現時点で使用されておらず、今後の使用も見込まれないものについて、飼料添加物の指定の取消しに伴い同法の規定による基準若しくは規格を改正し、又は廃止しようとする場合。

・農林水産省から説明。

・食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると確認された。

(2) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

○添加物 3品目

1) 2, 3-ジメチルピラジン

2) 2, 5-ジメチルピラジン

3) 2, 6-ジメチルピラジン

○農薬 4品目

4) フェンブコナゾール

5) フロニカミド

6) アセタミプリド

7) メタミドホス

○動物用医薬品 3品目

8) dl-クロプロステノール

9) 豚サーコウイルス(2型)感染症不活化ワクチン(油性アジュバント加懸濁用液)(サーコバック)

10) 塩酸ピルリマイシンを有効成分とする乳房注入剤(ピルスー)

○飼料添加物関連

11) 「アスタキサンチン、カンタキサンチン、酢酸dl- α -トコフェロールの製剤の賦形物質とするリグノスルホン酸カルシウム及びリグノスルホン酸ナトリウム」

・1)~8)について厚生労働省から説明。

・1)~3)は添加物専門調査会において、4)~7)は農薬専門調査会において、8)は動物用医薬品専門調査会において審議することとなった。

・9)~11)について農林水産省から説明。

・9)~10)は動物用医薬品専門調査会において、11)は肥料・飼料等専門調査会において審議することとなった。

・メタミドホスについては、委員より、評価要請の趣旨、現在の暫定基準の適用範囲などに関する質疑応答や、評価に際して冷凍ギョウザ事案の患者の中毒症状や推定摂取量などのデータの提供依頼が行われた。

<参考>

1)、2)、3) アスパラガス、生落花生、緑茶等の食品に存在し、また、牛肉、豚肉、エビ、ポテト等の加熱処理及びコーヒー、カカオ等の焙煎により生成する成分です。欧米諸国においては、焼き菓子、アイスクリーム、清涼飲料、肉製品等の加工食品に風味向上剤として用いられています。

4) 殺菌剤で、りんご、もも等に使用します。てんさいへの適用拡大申請がされています。

5) 殺虫剤で、なす、きゅうり等に使用します。すいか、ぶどう等への適用拡大申請がされています。

6) 殺虫剤で、かんきつ、はくさい、茶等に使用します。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準(いわゆる暫定基準)が設定されています。

7) 殺虫剤・ダニ駆除剤で、日本国内での農薬登録はありません。

ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準(いわゆる暫定基準)が設定されています。

8) 牛の性周期の同調及び黄体退行遅延に基づく卵巣疾患の治療、豚の分娩誘発に用いられます。

9) 細胞培養した豚サーコウイルスの不活化液を主剤とする豚用の不活化ワクチンです。

10) 牛(泌乳期)の乳房炎の治療を目的として用いられます。

11) リグノスルホン酸カルシウム及びリグノスルホン酸ナトリウムは、木材からパルプを製造する際に得られる副産物で、飼料添加物原料の希釈剤として使用されます。

(3) 企画専門調査会における審議状況について

・「平成20年度食品安全委員会運営計画」(案)に関する意見の募集について。

・事務局から説明。

・取りまとめられた運営計画(案)について意見の募集手続きに入ることが了承された。

(4) 化学物質・汚染物質専門調査会における審議状況について

・清涼飲料水関連7品目に関する意見・情報の募集について

- 1) 1,1,1-トリクロロエタン
- 2) 1,1,2-トリクロロエタン
- 3) メチル-γ-ブチルエーテル
- 4) ホルムアルデヒド
- 5) 亜塩素酸
- 6) 二酸化塩素
- 7) 銅

・事務局から説明

・取りまとめられた評価書(案)について意見・情報の募集手続に入ることが了承された。

<参考>

1) 金属の洗浄剤等や代替フロン为原料に使われています。

オゾン層を破壊する物質として知られ、1966年以降、原則として製造が禁止されています。

2) 洗浄剤原料として使用されるトリクロロエチレンの原料や、油脂、ワックス、天然樹脂等の溶剤として使われています。

主に大気中に排出されますが、地下水に侵入すると分解されにくいことが知られています。

3) ガソリン添加剤に使われています。ガソリンの貯蔵タンクからの地下水への溶出の可能性が指摘されています。

4) 合成樹脂の原料や、ホルマリンとして、消毒薬や防腐剤などとして使われています。水中に入った場合は、主に微生物によって分解されると考えられます。

5) 二酸化塩素による消毒副生成物として生じることが知られています。

6) 水の消毒や臭味の制御に使われています。二酸化塩素の水中での分解により、亜塩素酸イオンが生成することが知られています。

7) 人体にとって必須元素です。銅山排水、工場排水、農薬などの混入や給水装置などに使用される銅管、真鍮器具などからの溶出に由来して検出されることがあり、高濃度に含まれると洗濯物や水道設備を着色する原因となります。

(5) 食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度の導入に係る平成19年度評価依頼予定物質について

・アセタミプリドとメタミドホスの2物質の追加について厚生労働省から報告。

(6) 食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項のフォローアップについて(報告)

・事務局から報告。

(7) 「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等(平成20年1月分)について

・平成20年1月中に寄せられた74件について事務局から報告。

(8) その他

・資料に基づいて、今般明らかになった食品による薬物中毒事案について、先週の委員会における報告以降の政府の対応状況等を事務局から報告。

〒100-8989 東京都千代田区永田町2-13-10 ブルデンシャルタワー6階 TEL 03-5251-9229 FAX 03-3591-2237

Copyright © 2006 Food Safety Commission. All Right Reserved.

 プライバシーポリシー